

公益社団法人 化学工学会 「安全部会」規約

(総則)

第1条 本会は公益社団法人 化学工学会の部会規程により設置され、「安全部会」と称する(英文名: Safety Division of The Society of Chemical Engineers)。事務局は、化学工学会本部事務局に置く。

(目的)

第2条 本会は化学工学会のプロセス安全及びノンテクニカルスキル教育に係る専門分野の代表機関として、この分野に関連する諸課題について、横断的に学術および技術の向上、交流を促進し、産官学間の基礎研究、基盤研究、応用研究開発の有機的な連携をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) プロセス安全及びノンテクニカルスキル教育に関連する研究
- 2) 講演会、講習会、見学会の開催
- 3) 調査および資料、情報の収集・整備と交換
- 4) 国際会議、化学工学会シンポジウムの開催と支援
- 5) 安全部会活動に業績を上げた方々の表彰
- 6) その他、本会の目的の達成に必要な事業

(構成)

第4条 本会は個人会員、部会賛助会員(個人、法人)で構成される。

- 1) 個人会員は、本会に参加を希望した化学工学会会員(学生会員、正会員、終身会員、永年会員、名誉会員)とする。
- 2) 部会賛助会員は、各年度ごとに、本会に参加を希望した個人または法人である。

(入会および退会)

第5条 個人会員は、化学工学会本部への所定の様式による届け出を以て入会することができ、部会事務局への書面による届け出を以て退会することができる。

部会賛助会員は、部会事務局へ書面により提出し、年度毎の会費の支払いをもって入会とする。

(役員およびその任期)

第6条 本会に次の役員をおくことができる。

部会長1名、副部会長1名、運営委員若干名、監査1名。役員の任期は、原則として2年間とし、再任を妨げない。任期半ばで交代した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

新規役員の任命は、運営委員の推薦により、運営委員会で審議承認する。

運営委員会の了解のもとでオブザーバーを置くことができる。

オブザーバーとはかつて運営委員だったものとする。

運営委員の要件は安全部会の会員とする。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、部会長、副部会長、運営委員、監査、オブザーバーにより構成し、必要に応じて部会長が召集する。

(役員の任務)

運営委員会は次の事項を行う。

- 1) 会の設置および継続に関する事務
- 2) 諸行事の企画立案およびその業務
- 3) 事業計画、予算および決算案の立案・承認
- 4) 部会 運営委員、監査の選任
- 5) ワーキンググループ設立と主査の承認
- 6) 次期部会長候補の選出
- 7) その他、本会の運営と事業の執行に必要な事項
- 8) 化学工学会との連絡

役員及び 運営委員は、本会の運営および諸行事の企画立案およびその業務を執行する。

監査は部会の財政および業務を監査する。

(役員の選出)

第8条 部会長の選出は部会会員の推薦をもとに運営委員会にて選出し、部会運営委員を通じて化学工学会理事会が承認する。

上記手順は部会長選任要領にて決める。

運営委員、監査は運営委員会で選任し、部会長が任命する。

(役員の罷免)

第9条 役員の言動が、本会にとって著しい不利益をもたらす。もしくは、本会にふさわしくないと判断された場合には、会員からの申し出により、運営委員会において当該役員の処遇を協議し決定する。部会長が罷免あるいは欠けたる場合は、役員の互選により部会長を選出する。

(部会事務局)

第11条 部会事務局は部会長の下で、部会の事務一般を掌握する。部会事務局員の任命は、運営委員会の議を経て部会長が行う。

(会計)

第12条 本会の会計処理は、別途定める「会計規程」および以下の規程に基づくものとする。

1) 本会の事業等を行なうための委員、講師の活動及び講演に対する報酬並びに原稿料及び資料等提供の対価については、「謝金規程」として別途定める。

2) 本会の事業等を行なうための旅費、日当等の支給については、「旅費規程」として別途定める。

(会費)

第13条 本会の活動を支えるために、各構成員は、以下のような会費を納入するものとする。

1) 個人会員は、化学工学会が別に定める会費を化学工学会事務局に納めるものとする。

2) 部会賛助会員は、法人は年額50,000円、個人は年額3,000円を事務局に納入するものとする。

(ワーキンググループの設置)

第14条 本会の目的を達成するためのワーキンググループを設置することができる。ワーキンググループの設置および改廃は運営委員会で決定する。

第15条 ワーキンググループには、次の役員おく。

主査1名、主査は運営委員または、運営委員会のオブザーバーとなる。

(表彰)

第16条 安全部会活動に業績を上げた方々を顕彰するため、安全部会功労賞を制定する。受賞資格、審査方法については、「安全部会表彰規定」として別途定める。

(細則)

第17条 本規約の実施に関して必要が生じた場合には細則を定めることができる。細則の制定と改正は運営委員会の承認をもって成立する。

(規約の改正)

第18条 本規約は、運営委員会の承認をもって改正することができる。

付則 本規約は、2013年10月4日より施行する